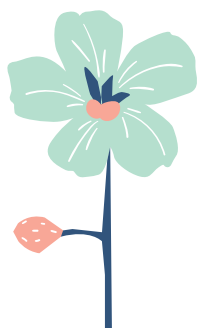


# 児童手当の制度が変わります

変更点	変更前（～R6.9）	変更後（R6.10～）
支給対象児童の年齢	0歳～中学生年代（※1）まで	0歳～高校生年代（※2）まで
カウント対象児童の年齢	0歳～高校生年代（※2）まで	0歳～大学生年代（※3）まで
第3子以降の支給額	15,000円	30,000円
支給回数	3回（6、10、2月）	6回（偶数月）
支払通知書	あり	廃止
特例給付/所得上限	あり	廃止
適用	※1：平成21年4月2日～平成24年4月1日の間に生まれた者 ※2：平成18年4月2日～平成21年4月1日の間に生まれた者 ※3：平成14年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた者	

※「支給対象児童」とは、児童手当を受給することができる者のことです。

※「カウント対象児童」とは、支給対象児童が何番目にあたるかを判断する者のことです。



## すべてのかたが自動的に受給できるものではありません！

フローチャート（裏面）や児童手当制度改正専用ページ（町公式HP内）を確認し、申請が必要なかたは、必ず手続きを行ってください。

申請方法等は、児童手当制度改正専用ページ（町公式HP内）をご覧ください。

## 皆野町健康こども課 子育て支援担当

お問い合わせはこちら

0494-62-1288

開庁日 月～金（祝日を除く）

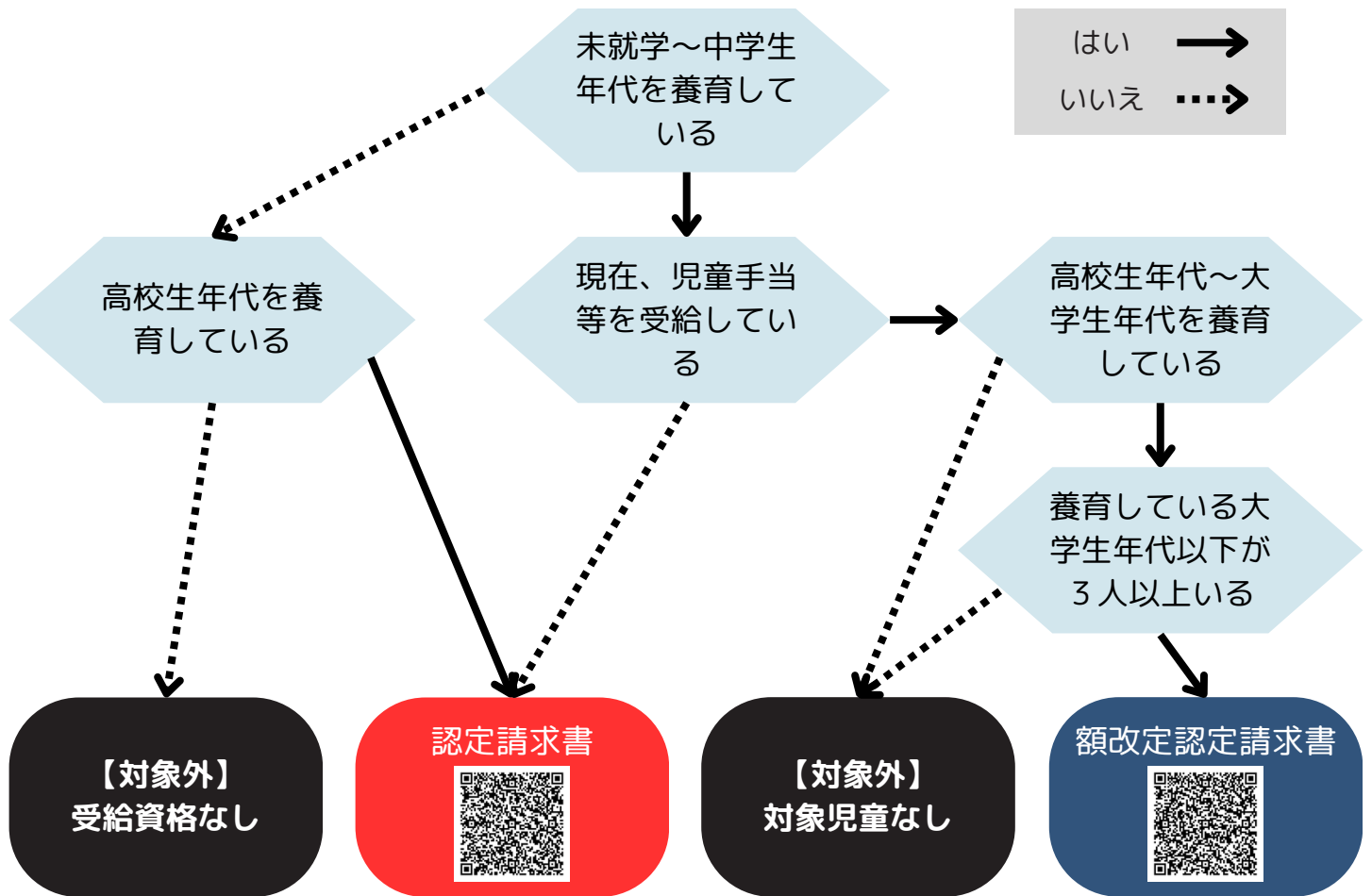
時間 9:00-17:00

町公式HP  
制度改正専用ページ





# フローチャート



# 手続きQ & A

**Q-1 別居中の高校生年代、大学生年代の子を養育していますが、何か手続きは必要ですか？**

A-1 現在、児童手当等を受給しており、該当する子の情報が登録されていない場合は、必要になります。原則として、手続きが必要なかたには、案内を発送いたします。  
※「皆野町に住所がない」などの理由により、対象者であっても通知が届かない場合があります。

**Q-2 「Q-1」で該当する場合の手続きを教えてください。**

A-2 高校生年代の場合は、「様式第6号の2 別居監護申立書」と「児童の住民票」が必要です。  
大学生年代の場合は、「様式第6号の9 監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要です。

**Q-3 申請の期限は、いつまでですか？**

A-3 期限は、令和7年3月31日です。期限までに提出した場合は、10月分まで遡ることができます。

## ★お願い★

対象のかたが多く、窓口の混雑が予想されるため、[オンラインでの申請をオススメします。](#)  
制度の内容は、町公式ホームページに詳しく掲載しています。まずは、当チラシや町公式ホームページで内容をご確認いただきますようご協力をお願いします。